令和2年第4回教育委員会会議議事録

- 1 開催日時 令和 2 年 3 月25日(水) 午後 4 時00分~午後 5 時42分
- 2 開催場所 教育委員会会議室
- 3 出席者

教 育 長 菅野 勇次 教育委員 教育長職務代理者 小尾 一彦

委員瀧本 洋次委員國安 環委員東みどり

事務局 教育部長 山端 広和

学校教育課長宮田 哲生涯学習課長石田 晋一給食センター所長 鯨岡 健

図書館長 武田 健吾 総務係長 山田 慎一 学校教育係長 塚本 真敏 学校教育推進員 佐藤 充弘 学校教育推進員 梶原 源基

4 議 事

承認第4号 専決処分した事件の承認について (令和元年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定について)

承認第5号 専決処分した事件の承認について (令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について)

承認第6号 専決処分した事件の承認について (令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について)

報告第6号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

報告第7号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

議案第24号 幕別町部活動の在り方に関する方針の策定について

議案第25号 学校における働き方改革幕別町アクション・プランの改正について

議案第26号 幕別町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

議案第27号 言語障害通級指導教室運用要綱

議案第28号 幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教育委員会規則の一部を改正する規則

議案第29号 幕別町図書館アドバイザー規則を廃止する規則

議案第30号 幕別町教育委員会事務局職員の勤務時間及び休日休暇に関する規程の一部を改正す る規程

議案第31号 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱

議案第32号 学校職員の解職の内申について

議案第33号 令和2年4月1日付学校職員採用に係る内申について

議案第34号 幕別町教育委員会事務職員の任命について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第4回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご 異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、 1番瀧本委員、2番東委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認でありますが、第3回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第3回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(山端 広和) 私の方から、二点事務報告をさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に伴う学年末学年始休業以降の学校運営等について ということで、お手元に配付しております、事務報告資料1をご覧ください。

これは、23日付けで各小中学校長宛に通知したものであります。裏面も含め、大きく5項目について学校対応をお願いするもので、一つ目の項目は、学年末休業となる3月25日から31日までの対応についてでありますが、1点目は、新年度に向けた準備期間でもあることから、登校日としての設定はしないということ、二点目に、記載のとおり次の項目を順守した上で部活動等の活動を行うことは可とすることといたしました。

順守する内容は、一つ目が発熱や風邪の症状がある場合は参加させないということ、二つ目が換気の悪い密閉空間や人が密集するような環境での活動は行わないといった条件を守った上で、部活動等の準備活動を行うことは可とするものであります。この点は、校長会とも協議しており、通常時より活動日数及び時間を短くし、かつ分散で活動するなど確認しているところであります。

次に二つ目の項目は、学年始休業となる4月1日から入学式前日までの対応についてでありますが、通常の学年始休業と同様の対応としつつ、先ほど同様、順守すべき事項を前提としています。

次に、三つ目の項目は、入学式の対応についてであります。一点目に記載のとおり、卒業式の対応と同様としています。このため、入学式も入学する児童生徒とその保護者の参加、来賓はPTA会長のみとし、会場はスペースを確保しながら時間もできるだけ短縮するといった内容であります。

ただし、糠内小学校、明倫小、古舞小、途別小、糠内中学校については、卒業式と同様、 在校生の参加も可とすることとしております。

各学校においては、通常であれば、入学式の日に始業式も行われていますが、学校によっては児童生徒数の規模の関係から、入学式とは分けて翌日に始業式を行うなどの学校も出てくるかと思っておりますが、スクールバスの関係もあり各学園内で4月1日までに調整としていますので、その時点で日程が確定されるものと考えております。

次に、4つ目の項目は、始業式及び入学式以降の学校運営についてであります。

基本的には通常どおりの学校活動といたしますが、活動はクラス単位とし、全校児童生徒が一堂に会す集会等は自粛とするもので、裏面になりますが、換気や、うがい手洗いの実施など、引き続き感染防止に努めることとしております。

その他になりますが、当初の通知では、不要不急の外出を避け、自宅で過ごしていただくように通知していましたが、その後、出されている国の通知等に基づき、日常的な運動の機会確保についても周知するよう依頼するものであります。

現状では、終息する見通しも立っていないことから、今後、国や道の動きなども注視しながら、状況に応じて学校対応を実施してまいりたいと考えているところであります。

なお、昨日、道教委から通知があり、明日26日午後1時30分から教育局でテレビ会議が開催され、春休み以降の学校対応について協議等を行うこととなっており、教育長が出席する 予定となっておりますが、今、申し上げた町教委の方向性と大きな変更点があれば、別途対応したいと考えております。

また、資料は添付しておりませんが、道が定めた緊急事態宣言の終了日の19日まで休止としていた農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター及び忠類体育館のトレーニング室の利用は、町が自粛期間としている31日までに延長し休止としたほか、学校開放や、まっく・ざ・まっくについても修了式の24日まで休止としていたものを、同様に31日まで延長したところであります。

4月以降の対応については、国や道の動向を注視しながら対応することになりますが、31日までの間に、町の対策本部が開催される予定であり、その中で協議していく予定としております。

次に、令和2年第1回町議会定例会での一般質問について報告いたします。配付いたしま した事務報告資料2をご覧ください。

令和2年第1回町議会定例会が、2月27日から3月19日までの日程で開会されたところであります。本定例会において、一般質問は、当初3月4日から6日の3日間で予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響から書面による答弁のみとされ19日の最終日に答弁書が配付されたところであります。

今回の一般質問では、9名の議員から質問があり、教育委員会関係分として、5名の議員から質問がありましたので、その概要をご説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

通告1番、小田議員からは「教職員ならびに児童生徒の負担軽減策について」と題して、 3項目の質問がありました。 3ページ下段の(1)過去3年間における学校現場の負担軽減に向けての取組とその事業評価は平成30年9月に「幕別町アクション・プラン」を策定し、四つを柱とした取組を掲げたところであり、一つ目は、「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」、二つ目に「部活動指導にかかわる負担の軽減」、三つ目に「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」、四つ目に「教育委員会による学校サポート体制の充実」に向けた取組を進めており、その4点についての取組を述べております。

「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」における具体的な取組状況について、教職員に一人1台の校務用パソコンを整備しているほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフを巡回させ、問題の解決に努めているといったことや、事務補助職員を配置しているといった内容になります。

次に、「部活動指導にかかわる負担の軽減」、部活動休養日は年間73日を設定し、全ての 中学校で完全実施されています。

次に、「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」では、夏季休業期間内の3日間と年末年始の休日6日間の合わせて年間9日間を学校閉庁日として設定し、全校で 実施されているほか、機械警備を活用することにより、校内巡視を廃止しているということ、

「教育委員会による学校サポート体制の充実」では、調査業務の見直しをし、学校教育推進員を中心とした相談体制の充実、学校行事の精査・見直しを促進し、変形労働時間制についての推進、全校で有効に活用しているところであります。

引き続き、学校現場の声に耳を傾けながら、教職員の負担軽減に向けた取組を推進してまいりたいと答弁しております。

次に、(2)授業時数確保のために苦悩している現状についての評価と今後の改善に向けた 具体的な取組は。についてであります。令和2年度から小学校で新学習指導要領が全面実施 となり、小学3、4年生で外国語活動として35単位、小学5、6年生で外国語として年間70 単位を履修するため、これまでと比較すると、年間35単位が時数増となることから、移行期 間中はクラブ活動や児童会活動、行事などの見直しにより対応している実態にあり、また、 中学校においても、平成20年度に改訂された学習指導要領に授業時数の見直しがあり、学年 ごとの授業時数が年間35単位増となり24年度から完全実施されたところであり、授業時数に 余裕がなく、学校行事の精選や生徒会活動等の見直しにより対応してきたところであります。

さらに、ここ数年、災害、インフルエンザの流行により、臨時休業を余儀なくされることが増えており、授業時数の確保が困難な状況となっていることから、長期休業期間の見直しを行わなければ授業時数を確保することができない現状にあるものと考えており、教育委員会といたしましては、授業時数の実績や学習状況の把握を行うなどの指導に努めるとともに、様々な機会を通じ、授業時数の管理を行い、状況を踏まえながら対応してまいりたいと答弁しております。

(3)学校現場の負担軽減に向けて、町として国に対して求めていくべきことは、についてであります。

北海道では、少人数学級実践研究事業を拡充し、令和2年度から4年度の3か年で35人以下の少人数学級を小学校第3学年及び第4学年に順次広げていく予定としており、本町におきましては、3年度以降は対象となる学校も想定されることから、制度を活用しながらきめ細かな指導の充実を図りつつ、引き続き教員の定数増や少人数学級の制度拡大に向けて、関係機関を通じて、北海道に要望するとともに国への働きかけを訴えてまいりたいと答えております。

次のページになります。

通告順2、内山議員からは「子どもたちが健やかに育つ環境づくりについて」と題して、 3項目の質問がありました。12ページをお開き下さい。

(1)「子どものネット依存についての実態は」についてであります。

本町におきましては、平成29年度に行われた全国学力・学習状況調査における児童生徒への質問では、平日に3時間以上携帯電話やスマートフォンでの通話やメール、インターネットをする小学6年生の割合は、全国、全道より高い結果になりました。

また、中学3年生の割合は全国より高く、全道より低い結果となり、総じて長時間メールやインターネットをする小中学生が多い傾向にあると考えており、毎月19日を「ノーテレビデー・ノーゲームデー」と位置付けるとともに、29年度には「携帯電話・スマートフォンのルール、上手な使い方」を定め、学校を通じてチラシを保護者に配付するとともに、各学校にポスターを掲示し、子どもたちをネット依存から守る取組を実施しているところであります。各小中学校では、道徳や総合学習の授業のなかで、情報モラル教育に取り組んでおります。

次のページ13ページになります。

「生涯学習中期計画に位置付けている青少年の健全育成推進項目の取組状況は」といった 質問であります。この中で、青少年の健全育成の推進では四つの推進項目を掲げており、項 目ごとの取組状況について答弁しております。

はじめに、「家庭教育に関する学習機会を充実し、家庭内の教育力の向上を目指します」 という点については、「学び隊」を夏と冬の長期休業に合わせてそれぞれ6日間開設して、 退職教員や地域の方々のほか、帯広大谷短期大学の学生にもご協力いただき実施していると 答えております。

二つ目の「自然体験やボランティア活動など多様な経験を通し、豊かな人間性を育てます」 については、小学校5、6年生を対象にふるさと館ジュニアスクールを開講し、ふるさと幕 別の歴史や文化を学ぶ取組として実施しているといった内容で答えております。

三つ目は、「家庭、地域、学校、関係機関の連携を図り、「幕別町PTA連合会」や「幕別町児童生徒健全育成推進委員会」のほか、子ども会などの活動に対して支援を行い、青少年の健全育成を推進します」といった項目についてでありますが、主な活動について幕別町PTA連合会では「インターネット利用に関する意識調査」を基に、昨年11月「幕別町教育懇談会」を開催し、子供たちをネットトラブルから守る家庭での取組を紹介しているといったことや、児童生徒健全育成推進委員会においては、「交通安全街頭啓発」や不審者や不審電話の対応などを掲載したチラシを発行し、あいさつ運動やスマホルール、いじめ防止を呼びかける標語を募集した「健全育成標語ポスター」を配付するなどの取組を実施しているといった内容で答えております。

四つ目は、「毎月19日の「ノーテレビデー・ノーゲームデー」や「携帯電話・スマートフォンのルール」の取組を積極的に周知し、家族と過ごす時間や、家庭学習の時間を確保するとともに、SNS等によるトラブルを減らし、青少年の健全育成を推進します」といった項目については「ノーテレビデー・ノーゲームデー」や「携帯電話・スマートフォンのルール、上手な使い方」を定め、子どもたちに望ましい生活習慣を定着させるための啓発に努めており、今後におきましても、関係機関と連携を図り、四つの推進項目に取り組んでまいりたいと答弁しているところでございます。

次に、15ページになります。

通告順3番、酒井議員からは「どの子も早期に貧困から抜け出せる対策を」と題して、2項の質問があり、町長からの答弁となりますが、教育委員会に関わる答弁内容といたしましては、(1)、「子どもの貧困は解決に向かっているか、各指標の5年間の推移は」の中で、16ページになります。

五つ目の「就学援助利用の子どもの数」について質問があり、平成27年から平成31年の5年間の就学援助の認定者数について答弁しております。

次に、(2)「子どもの生活実態調査」の結果を踏まえて、早期解決に向けて取り組む考えは」について教育委員会といたしましては17ページになります。

三つ目の「低所得世帯への学校給食費の助成」についての質問に対し、低所得世帯への学校給食費の助成については、生活保護世帯や就学援助の認定を受けた世帯の児童生徒につきましては、保護費や扶助費として給食費が措置されており、児童生徒の7人に1人は就学援助を受けているところであり、引き続き現行制度を活用し、低所得世帯への支援を行ってまいりたいと答えております。

四つ目の「就学援助制度の丁寧な周知と、対象の拡大」については、新小学1年生の保護者に対しては、説明資料と「就学援助申請書」を直接郵送するとともに、1日体験入学の際にも配付をし、その他の学年については年度前に学校を通じて保護者に配付のほか、18ページになりますけど、町のホームページの今後につきましても、丁寧な周知に努めてまいりたいと答えております。

次に、対象の拡大について後段になりますが、現在の支給基準である1.3倍については、全 国的にみても平均的な判断基準となっていることから、引き続き現在の支給基準で認定して まいりたいと考えていると答えております。

五つ目の「「学び隊」の事業拡大について」の質問になります。現在、町内全ての小学校におきまして、長期休業中の学習支援を実施していることから、日程が重なることにより「学び隊」への参加が減少している状況でありますが、今後は、各小学校と日程調整を行うとともに、内容の充実に努めてまいりたいと答えております。

次に29ページになります。

通告順6番、岡本議員からは、2番「今後の成人式の在り方について」の質問があり、答弁といたしましては36ページになります。下から6行目になります。

本町におきましては、成人式の対象年齢を18歳とし、1月に式典を実施した場合、多くの高校3年生が進学や就職準備を控え、式典への参加が難しくなると想定されることから、20歳を対象として開催する方が多くの方に参加いただけるものと推察しておりますが、他市町村の状況なども踏まえ、成人式の在り方につきまして、今後検討を進めてまいりたいと答えております。

次のページになります。

通告順8番、荒議員からは「障がい者にやさしい町づくりを」と題して、町長答弁となりますが、生涯学習課に関わる内容として(2)障がい者スポーツの取組状況ということで1項目あります。

39ページをご覧ください。

昨年7月に札内スポーツセンターを会場に開催された「第21回車いすラグビー日本選手権 大会予選リーグ」では、98人のボランティアが大会の準備や運営に携わるなど、障がい者スポーツの楽しさやすばらしさを体感するとともに、理解を深める機会になっていると答えております

詳細につきましては、お手元の答弁書をご覧いただきたいと思います。

以上で事務報告を終わらせていただきます。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑がないようですので、議件に入りたいと思いますが、ここで本日の会議について閉会時刻が午後5時以降となりそうですので、幕別町教育委員会会議規則の規定によりまして、会議の延長の必要があると認めますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会議を延長します。

次に、日程第5、承認第4号、専決処分した事件の承認について、令和元年度幕別町文化 賞・スポーツ賞等の被表彰者の決定について説明を求めます。 **生涯学習課長(石田 晋一)** 承認第4号、専決処分した事件について報告し承認を求めるものであります。

専決処分した事件につきましては、「令和元年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者 の決定について」であります。

幕別町文化表彰規則及び幕別町スポーツ表彰規則第8条の規定において、幕別町社会教育委員の会議の意見を聞いて、教育委員会が決定することとなっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止によります全庁的な会議等の自粛により、3月6日開催予定の社会教育委員会議を書面会議とし、3月13日に意見集約を終えたところであります。

また、同様の趣旨により3月20日に開催予定の表彰式を中止としたことから、受賞者へのメダル等については、3月24日の修了式に学校を通じて伝達するため、専決処分をさせていただきました。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の内容は、令和元年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定についてであります。

別添の承認第4号、説明資料をご覧願います。

文化及びスポーツに関する表彰は、ともに2区分に分かれております。

議案説明資料にはそれぞれ被表彰者数を示させていただいており、個人が97、団体が20で、 合わせて117となります。

それでは、別添の承認第4号別紙1、令和元年度幕別町文化賞・スポーツ賞等表彰候補者 推薦要領をご覧いただきたいと思います。

幕別町文化表彰規則及び幕別町スポーツ表彰規則に基づいたものとなっておりますが、要点についてご説明させていただきます。

1の表彰の対象者につきましては、記載のような個人又は団体となります。

2の表彰の区分につきましては、次のページの上段にかけまして、文化、スポーツそれぞれ功労が顕著な方のほか、大会等の規模に応じて、成績の要件に該当する方となります。

3の推薦の対象となる期間につきましては、平成31年3月1日から令和2年2月末日までの1年間で、この間の事績・成績が表彰の対象となります。

なお、推薦に係る周知につきましては、町広報2月号への掲載のほか、町内の小・中学校への説明、さらには、町内の高等学校、スポーツ少年団、体育連盟、文化協会に依頼しております。

4の表彰の方法につきましては、個人には表彰状とメダルを、団体には表彰状と盾及びメダルを授与いたします。なお、団体のメダルにつきましては、幕別町に居住する方のみとなります。

5の表彰の制限につきましては、新たな年度において事績が全く異なる場合などを除き、 同一の表彰を重複して受賞できないこととなります。

7の被表彰者の選考方法ですが、社会教育委員会の意見を聞いて、教育委員会が決定する ものであります。なお、スポーツ関係につきましては、スポーツ推進委員会の意見を社会教 育委員会で審議しております。

8の表彰式につきましては、中止といたしましたが、児童生徒分のメダル等については、 各学校を通じて伝達をしたところであります。

続きまして、別添の承認第4号、別紙2、令和元年度文化賞・スポーツ賞等被表彰者一覧 をご覧いただきたいと思います。

表彰該当者ということになりますが、これは社会教育委員会において審議した結果となっております。

文化関係につきましては、文化賞の推薦はありませんでしたが、文化奨励賞は38名の個人、2つの団体で、1ページ1番から3ページの40番までとなります。

スポーツ関係につきましては、スポーツ賞の推薦は個人でお一人、4ページになりますが、スポーツ奨励賞は58名の個人、18の団体で、1番から8ページの76番までとなります。

続きまして、別添の承認第4号別紙3、非該当者一覧をご覧いただきたいと思います。

推薦をいただきましたが、表彰の要件を満たさないなどの理由で表彰の非該当となった方の一覧であります。

文化奨励賞につきましては9名の個人と1つの団体で、非該当理由につきましては、1番から3番と10番は、過去に受賞歴があるため、4番から9番は成績要件に満たないためであります。

スポーツ奨励賞につきましては14名の個人と2つの団体で、非該当理由につきましては、 1番、2番、次のページの3番から7番、9番、12番、14番は、過去に受賞歴があるため、 8番、10番、13番、15番、16番は、成績要件に満たないため、11番は、主催団体が基準を満たしていないためであります。

この内、文化奨励賞6番の小野さん、次のページのスポーツ奨励賞6番今井さんにつきましては、スポーツ奨励賞の団体でそれぞれ表彰該当となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより、質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第4号につきましては、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第6、承認第5号、専決処分した事件の承認について、令和元年度幕別町一般 会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案書2ページになります。

承認第5号、専決処分した事件について報告し承認を求めるものであります。

専決処分した事件につきましては、「令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について」 であります。

今回の補正予算につきましては、国のGIGAスクール構想に伴い、補助事業を活用しながら町内全ての小・中学校において、校内通信ネットワーク環境を整備するための工事を実施するもので、実施設計が完了し、工事費が示されたことから所要の費用を追加したものであります。

補正予算の要求内容についてご説明申し上げます。

10款教育費の予算に 2 億980万 1 千円を追加し、予算の総額を18億2, 016万 3 千円とするものであります。

1項教育総務費、3目教育財産費、工事請負費として「校内通信ネットワーク環境整備工事」として2億980万1千円を追加するものであります。

なお、今後、国の交付決定を受けて事業を行うことになりますが、本年度予算に計上した 上で、翌年度へ、その全部を繰り越すものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

承認のほどよろしくお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより、質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。承認第5号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、承認第5号につきましては、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第7、承認第6号、専決処分した事件の承認について、令和2年度幕別町一般 会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案書の3ページをご覧ください。

承認第6号、専決処分した事件について報告し承認を求めるものであります。

専決処分した事件につきましては、「令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について」 であります。

補正予算につきましては、労務単価の上昇により、委託料を再計算した結果、当初の設計 金額に対して、5%を超える変動があったことから、所要の費用を追加するものであります。 補正予算の要求内容についてご説明申し上げます。

10款教育費の予算に1,225万円を追加し、予算の総額を14億7,245万8千円とするものであります。

1項教育総務費、6目学校給食センター管理費、学校給食センター提供事業は、給食配送 委託料49万9千円を追加するものであります。

2項小学校費、1目学校管理費、小学校維持管理事業は、小学校9校の学校管理委託料563 万円を追加するものであります。

次のページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費、中学校維持管理事業は、中学校5校の学校管理委託料533万8千円を追加するものであります。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、幼稚園維持管理事業は、幼稚園管理委託料33万5千円 を追加するものであります。

6項保健体育費、2目体育施設費、屋外体育施設維持管理事業は、野球場や陸上競技場の 管理として、運動公園施設管理委託料44万8千円を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

承認のほどよろしくお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。承認第6号について原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、承認第6号については原案のとおり承認しました。

次に、日程第8、報告第6号、令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、 説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案書の5ページになります。

報告第6号、令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。令和2年第1回町議会定例会が、2月27日に開会し、19日までを会期として開会されたところであります。

本議会に、教育委員会として、補正予算を要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算に2億980万1千円を追加し、予算の総額を18億2,016万3千円として、本定例会に提案され、3月16日の本会議におきまして、要求どおり議決されたところであります。

内容といたしましては、先ほど承認第5号でご説明させていただいたとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。報告第6号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第9、報告第7、令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案書の6ページをお開きください。

報告第7号、令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。

令和2年第1回町議会定例会に、教育委員会として、補正予算を要求いたしましたので、 その要求結果についてご説明いたします。

補正予算につきましては、10款教育費の予算に1,225万円を追加し、予算の総額を14億7,245万8千円として、本定例会に提案され、3月19日の本会議において、当初予算の議決後、同日付けで要求どおり議決されたところであります。

内容といたしましては、先ほど承認第6号でご説明させていただいたとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。報告第7号につきましては、報告のとおりといたします。 次に、日程第10、議案第24号、幕別町部活動の在り方に関する方針の策定について説明を 求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 次に、議案第24号「幕別町部活動の在り方に関する方針の策定について」、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております。A4の議案第24号説明資料説明をご覧ください。まず表紙をめくっていただいて、方針策定の趣旨であります。

部活動については、本町の中学校においては、生徒が自主的、自発的に参加するものとなっており、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、人間関係の構築や多様な学びを経験する場として、教育的意義が高いものであります。

しかしながら、しっかりとルールを定めて生徒の生活バランスや休養、さらには教職員の 負担にも配慮しながら行っていくことが望ましいと考えております。

そこでスポーツ庁が運動部活動に関して平成30年3月に、文化庁が文化系部活道に関して 平成30年12月にそれぞれガイドラインを作成し、それに基づき北海道が「北海道の部活動の 在り方に関する方針」を平成31年1月に作成しております。これら国や道のガイドライン等 に沿って、幕別町の部活動の在り方に関する方針を定め、地域や保護者からの理解を得なが ら、よりよい形での部活動としていこうとするものであります。

6つの項目でそれぞれ整理しております。

4ページをお開きください。

3の適切な休養日等の設定であります。アの1つ目の○で週当たり2日以上の休養日を設けることとしております。2日のうち、1日は平日、もう1日は土日のどちらかというイメージになります。ただし、部活動の大会等は主に土日に行われますので、その場合は別の日に振り替えて週2日休むようにしましょう。という趣旨であります。

また、休業日は朝練や自主練も行わないとしています。

上から5つめの○の文をご覧ください。ここでは1日の活動時間について記載しています。 平日では2時間、休業日は3時間程度としています。これは国や道の方針とも一致している 内容となっています。

ただし、部活動によっては、シーズンが限られていたり、大会が集中している時期がある ものもあります。そのため、5ページのウに記載しておりますとおり、ある程度部活動の実 情に沿った活動ができるように特例的な扱いも設けています。

ただし、その場合においても、年間で累計104日以上は休業日としたり、1週間単位の活動時間の上限を定めて過度な活動となりすぎないよう配慮をしております。

次に7ページをご覧ください。5の学校単位で参加する大会等の見直しについてであります。大会は中体連、中文連が主催する大会が全道大会や全国大会にもつながり、重要な大会として位置づけられています。この他、各競技の協会や企業が主催する大会も多く、多い部活動では年間20以上の大会があるものもあります。

生徒はやはり大会を目標に練習をし、モチベーションを上げていくものかと考えてはおりますが、やはり大会が多くなればなるほど、それに向けた練習も増え、練習を休みにしにくいのも現状です。そのため、各校においてそれぞれの部活動の状況を加味しながら大会の精査をしていただく必要もあると考えております。年間10大会程度を目安としておりますが、さきほど申したとおり、各部活動の状況を加味しながら、減らすことが可能かどうかも含め精査をしていっていただくということになります。

6の部活動の充実に向けては、当然として守るべきこと、配慮すべきこと、努めることを 記載しています。明記することで、学校全体で確認をしていただき、事故やいじめなどが起 きないよう、よりよい部活動を目指したいという考えであります。

なお、この部活動の在り方の関する方針について、4月3日開催予定の校長会議において、 各学校に通知する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第24号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第24号については原案どおり可決しました。

次に、日程第11、議案第25号、学校における働き方改革幕別町アクション・プランの改正 について説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第25号「学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン の改正について」、ご説明申し上げます。

学校における働き方改革、幕別町アクション・プランにつきましては、道のアクション・プランに準じまして、平成30年9月に策定したところであります。

その後、平成31年1月に文部科学省において「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示され、主に教員の働き方改革の観点から在校時間の上限を定められたものであり、合わせて、部活動に関しましては、国においてガイドラインが、道において部活動の在り方に関する方針が策定され、部活動における休養日及び活動時間について示されたことから、北海道教育委員会におきまして、平成元年7月に「北海道アクション・プラン」を改正し、在校時間と部活動に関して盛り込まれたものであります。

今回の本町におけるアクション・プランの改正につきましては、北海道アクション・プランに習い、改正するものであります。

別添でお配りしております。議案第24号、第25号説明資料をご覧ください。

左が現行のアクション・プラン、真ん中が、改正後のアクション・プラン、右が先程説明いたしました。幕別町部活動の在り方に関する方針となっております。こちらの資料でご説明いたします。

真ん中が、今回改正するアクション・プランの内容となっており、下線部分が改正点となっております。

- 1、働き方改革に関する国の動きとなっております。
- 4、教育委員会及び学校の役割では、新たに「所管する学校に勤務する教員に係る勤務時間の上限に関する方針等」を加えるものであり、アクション・プランで勤務時間の上限を定

めるとともに、本日の教育委員会会議で提案いたします、「幕別町立学校の教育職員の業務 量の適切な管理等に関する規則」を制定しようとするものであります。

次に、5のアクション・プランの目標及び期間についてですが、元号の改正により目標の設定期間を令和2年度までとするもので、教員の在校時間から勤務時間を減じた時間に合わせて、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とするものです。

また、※1では、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合は、 2ページになりますが、1年間に720時間を超えないように、1か月で45時間を超える月は1 年間に6月までとする。

※2では、1か月では100時間未満であるとともに連続する複数月のそれぞれの期間について、月平均80時間を超えないようにする。

※3では、在校等時間は、9の(1)の①による、こちらは、後程説明いたしますが、基本的に教員等が、校内の在校している時間を示しておりますが、合わせて校外において、職務として参加する研修時間も合わせて「在校等時間」とするというものであります。

次に、中ほどの四角で囲った部分、働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標として、この後の部活動の方針にも出てきますが、1の部活動休養日を完全に実施をこれまで年間73日でありましたが、年間①(平日週1日で52週+週末週1日で同じく52週+②学校閉庁日9日、これは夏休み3日、冬休み6日を合わせて9日になりますが、①と②の重複部分を除いた休養日を設定することとし、その割合を100%とするものです。

次にaction 2 部活動指導にかかわる負担の軽減では、先ほど説明いたしました、今回の部活動休業日を拡充する理由について示しております。

中学校における生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの 防止・心身のリフレッシュを図るほか、教員が健康でいきいきとやりがいをもった勤務しな がら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動における負荷が過 度にならないように配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全実 施に向けた取組を進めると定めたものです。

下の四角の中①として、部活動休業日の実施として、学期中は週当たり2日以上とすることとし、また学校閉庁日も休業日とするものです。

1 枚めくっていただき、3ページ②部活動の活動時間を平日2時間程度、学校の休業日は 3時間程度と定めるものです。

1 枚めくっていただき、4ページ(4)では、労働安全衛生法の改正により勤務時間の管理が明確化されたことに伴う追加であります。

1枚めくっていただき、5ページ(3)適正な勤務時間の設定では、一つ目の・では、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう、教育委員会が、指導・助言を行うとし、2つ目の・では、「超勤4項目」これは、一つ目が校外学習その他生徒の実習に関する業務、二つ目修学旅行その他学校の行事に関する業務、三つ目職員会議に関する業務、四つ目が非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務の四項目以外の業務を勤務時間外に実施する場合は、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう教育委員会が指導、助言を行うとしております。

- (5)教育課程の編成、実施に関する指導助言では、各学校に対して、標準授業時数を大きく上回ることのないように指導、助言するものであります。
- 9、教員の勤務時間の上限について、この項目につきましては、今回の改正で新たに追加するものであり、教員の勤務時間の上限、次のページ①として、「勤務時間」の考え方については、教員等が校内に在校している時間を基本とし、段落の2つ目、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間も対象として合算するというものです。

- ②、目安時間としては、アの1か月の在校等時間から勤務時間を減じた時間を45時間を超えないように、イの1年間在校等時間から勤務時間を減じた時間を360時間を超えないようにするものです。
- ③、特例的な扱いとしては、②の原則を踏まえつつ、特別な事情による場合は1年間の在校等時間の総時間から、勤務時間を減じた時間を720時間を超えないように、この場合1か月の在校時間から勤務時間を減じた時間が45時間を超える月は1年間に6月までとすること、イでは、1か月の在校時間から勤務時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月の1か月の平均が80時間を超えないようにすることとする。
- (2) 実効性の担保では、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等取組を実施するとし、(3) 留意事項では、①次ページ、このプランは、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、作成するものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれているべきものであること。
- ②、勤務時間をタイムカード等により客観的に計測するとし、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測をすることとしたこと。
- ③、休息時間や休日の確保等労働法制を遵守すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- ④では、上限の目安時間の遵守を形式的に行うことを目的化し、真に必要な教育活動をお るそかにしたり、さらに上限の目安時間を守るために自宅等に持って帰って業務を行う時間 が増加してしまうと、この趣旨に反すものになるものであり、厳に避けることとするもので す。
- (4) その他では、在校等時間の客観的に計測については、集計するシステムの構築後に 実施することとし、本町では、現在出退勤を管理するシステムを試行的に幕別小、と幕別中 で実施しており、新学期から全小中学校で導入すべく施行中であります。

なお、この部活動の在り方の関する方針について、4月3日開催予定の校長会議において、 各学校に通知する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

- **瀧本委員** 労働時間を超えた場合は時間休で代替のお休みをさすのか、まとめた休日として代替 休をさすのか。どのような形で労働変形の形を作るのか。
- 学校教育課長(宮田 哲) 変形労働時間制につきましては概ね1年単位になります。学期中で超勤した場合は例えば、夏休みとか冬休みを活用しながら時間の調整をしていくことになる。 1年間を通した中で勤務時間を平坦にすることで考えております。
- 菅野教育長 ほかに何かございませんか。
- **國安委員** この改定を伝える際のお願いです。今まで情熱をもって子どもたちのために先生方は 部活動などに勤しんできてくださったことへの感謝の気持ちを必ず伝えてほしい。時間は短 縮になったとしても、情熱は持ち続けてほしいと配慮してほしい。
- 学校教育課長(宮田 哲) ご意見ありがとうございます。我々も計画作るのが最終目的ではないので、そういったところも踏まえながら、学校には感謝の気持ちを伝えたいと思います。
- **菅野教育長** ほかに何かございませんか。
- **小尾委員** 5ページの(8)の少年団活動における教職員の負担軽減というなかで、少年団活動についての保護者の理解にむけて、学校や教育委員会の取組はどのようなことを行うのか。
- 学校教育課長(宮田 哲) 今回示したアクション・プランにつきましては、あくまでも部活動 への指針になります。しかしながら、少年団活動におきましても先生方の過度な負担になら ないようにアクション・プランに則った形で勤務を行っていただきたい、とお伝えをしていきたい。
- 菅野教育長 そのほか何かございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第25号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第25号については原案どおり可決しました。

次に、日程第12、議案第26号、幕別町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する 規則について、説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第26号「幕別町立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」について、ご説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

本規則につきましては、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げし、令和元年12月に公布された、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の規定に基づき、教育職員の在校等時間の上限等に関する規則を定めるものであります。以下条文に沿って説明いたします。

第1条は、趣旨であります。教育職員の健康及び福祉の確保により学校教育の水準の維持 向上に資するため、正規の勤務時間及びそれ以外の勤務時間おいて行う、業務量の適切な管 理をその他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定めるものであります。

第2条は、教育職員の業務量の適切な管理等であります。

第1項では、正規の勤務時間を除いた時間の上限について、1号では1か月について45時間、2号では1年について360時間とするものです。

第2項では、通常予見することができない、業務量の大幅な増加等に伴い、一時的に勤務時間外に業務を行なわなければならない、場合の、通常の業務時間を差し引いた上限の時間及び月数を定めており、1号では、1か月について100時間未満、2号では1年について720時間以内、3号では直前の5か月に勤務時間の平均が80時間以内、4号では、1年のうち1か月において勤務時間外が45時間を超える月を6か月と定めるものです。

第3項では、委任規定となっております、附則につきましては、令和2年4月1日から施行するものであり、経過措置として、8月31日までは、施行日から5か月経過しないことから、その適用を令和2年4月1日以降とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第26号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第26号については、原案どおり可決しました。

次に、日程第13、議案第27号、言語障害通級指導教室運用要綱について説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第27号、「言語障害通級指導教室運用要綱」について、ご説明申し上げます。

議案書11ページをご覧ください。

本要綱につきましては、札内南小学校にあります、言語障がい通級指導教室については、 札内南小学校開校当時の昭和54年に町の「ことばの教室」として開設され、町職員が在駐し、 幼児から小学生までの言語機能に不安を感じる幼児、児童への指導や保護者からの相談を行っておりました。その後平成8年に「幕別町保健福祉センター」が建設され、その中に発達 支援センターを開設され、その際に「幕別町幼児ことばの教室設置条例」が廃止となり、幼 児の支援については、発達支援センターで、児童の支援は札内南小学校において、定数で配置されている同校教員が指導にあたることとなりました。

札内南小学校においては、これまで運用や指導開始や退級に関するルールが明確に定まっておらず、その都度校長等が判断していたことから、本要綱を定めることにより運用を明確にし、もって対象となる児童の状況に応じた特別な指導の向上を図るものであります。

以下条文に沿ってご説明いたします。

第1条は、目的であります。

こちらに規定しております、学校教育法第140条は通級児童の規定で、第141条は、通級学級で受けた授業を在籍学級の教育課程として位置づけることができる と規定しているものであります。

第2条は、通級指導教室は札内南小学校に置き、障害種別は「言語」とするものであります。

第3条は、対象児童で、町内小学校に在籍し、規則第140条第1号は、「言語障害者」と規 定するものであります。

第4条では、管理で、通級教室は学校教育課が所管し、札内南小学校長が管理するものです。

第5条は、手続きで、第1項では、児童の保護者及び保護者と在籍する小学校が協議をして通級指導を希望する場合は、ことばの教室相談受付票を通級校長、いわゆる札内南小学校長に提出するもので、第2項では、面談と検査の実施、第3項では、ケース会議を開催し情報共有を行うこと、第4項では、通級校長が面談し検査結果を児童・保護者に伝える、第5項では、面談の結果、通級指導を受けることが妥当と判断した場合は、在籍校長に伝えるもの。第6項では、在籍校長から教育長への結果通知、第7項では、通級指導決定書の通知、第8項では、通級指導を始めた場合の通級指導開始通知書の提出。

第6条では、退級する場合の手続き。

第7条では、個別の指導計画の作成について、第8条では、委任規定となっております。 以下、13ページ以降につきましては、所定の様式を添付しております。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

東委員 言語障害というのは、どういった症状が目安になるのか。

- 学校教育係長(塚本 真敏) 吃音や誰が聞いてもそのような症状がある場合は、基本的には各学校にある特別支援学級のなかの言語学級に在籍する児童が多いです。言語障害通級指導教室に通う児童は特別支援学級に在籍していないものの、少し吃音の傾向があるだとか、発音が悪いということで保護者が心配されている方が通うところになっております。
- **東委員** 各学校にある特別支援学級に通う児童、生徒はこの言語障害通級指導教室には通わない ということなのか。

学校教育係長(塚本 真敏) 通いません。

東委員 札内南小学校の言語障害通級指導教室には、どれぐらいの児童が通っているのか。

学校教育係長(塚本 真敏) 概ね、30名前後毎年通われています。そのうち、札内南小学校以外の学校から通われている児童は4名おります。

小尾委員 過去には保育所の幼児も対象になっていたが、現在は対象なのか。

学校教育係長(塚本 真敏) 今回の要綱での対象者につきましては、小学生のみになります。 幼児や保育所、幼稚園に通われている園児は保健福祉センター内にあります発達支援センターになります。

菅野教育長 ほかに何かございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第27号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第27号については原案どおり可決しました。

次に、日程第14、議案第28号、幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教育委員会規則の 一部を改正する規則についてから、日程第15、議案第29号、幕別町図書館アドバイザー規則 を廃止する規則については関連がありますので一括して説明を求めます。

図書館長(武田 健吾) はじめに、議案第28号、「幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教 育委員会規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

最初にここにあります「幕別町まちづくり町民参加条例」ついてであります。本条例は、 附属機関の委員の公募についてなど、まちづくりにおける町民参加の基本的な事項を定めて おりますが、「幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教育委員会規則」では、同条例に基 づき教育委員会の附属機関委員の公募について規定しております。

3月の町議会定例会において、地方公務員法及び地方自治法の改正により、図書館アドバ イザーのような私的諮問機関として扱ってきた機関のうち条例で定めなければならない機関 を一括して条例化した「幕別町附属機関設置条例」の制定が可決され、本年4月1日から施 行されることとなりましたが、同条例に図書館アドバイザーに替わる附属機関として、図書 館法に定めのある図書館協議会を設置することが規定されましたことから、「幕別町まちづ くり町民参加条例に基づく教育委員会規則」に図書館協議会委員の公募に関わる規定を規則 の別表に加えようとするものであります。

お手元に別に配付しております、議案第28号説明資料をご覧ください。左側が現行規則、 右側が改正規則であります。表の抜粋は、本規則の別表に加えようとする幕別町図書館協議 会に関わる項目の抜粋ですが、図書館協議会においては、「幕別町附属機関設置条例」の規 定のとおり、番号4の欄になりますが、表の左から3つめの欄に定数を現在の図書館アドバ イザーと同じ10人以内、一番右の欄に任期も同じく2年と定めるとともに、任期の左隣の欄 は公募枠になりますが、「幕別町まちづくり町民参加条例」に、定数のおおむね3割を目標 に公募により委員を選考するよう努めなければならないとありますことから、この規定に従 い公募枠を3人とするものであります。

議案書にお戻りいただきたいと思います。附則についてでありますが、この規則は本年4 月1日から施行するものであります。

次に議案第29号、「幕別町図書館アドバイザー規則を廃止する規則」についてご説明申し 上げます。議案書の28ページをご覧ください。

ただいまご説明申し上げましたとおり、幕別町図書館協議会は、幕別町図書館アドバイザ 一に替わる附属機関として、その職務等を引き継ぐ形で設置いたしますことから、図書館協 議会の設置に伴い、幕別町図書館アドバイザー規則を廃止するものであります。

附則についてでありますが、この規則は本年4月1日から施行するものであります。 以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより一括して質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。始めに、お諮りいたします。

議案第28号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第28号については原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第29号について、原案どおり可決することにご異議ありま せんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第29号については原案どおり可決しました。

ただいまから、暫時休憩します。

菅野教育長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第16、議案第30号、幕別町教育委員会事務局職員の勤務時間及び休日休暇に関する規程の一部を改正する規程について、説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 次に、議案第30号「幕別町教育委員会事務局職員の勤務時間及び休日休暇に関する規程の一部を改正する規程」について、ご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第30号説明資料をご覧ください。

新旧対照表になります。左が現行規程、右が改正規程になります。

こちらの規程につきましては、平成17年に制定し図書館勤務の職員は週休日の割振りを8週16休と定めたところでありますが、労働基準法に定める変形労働時間制に定められている4週8休に改正するものであります。

第3条中「8週間ごとの期間につき16日」を「4週間ごとの期間につき8日」と改めるものであります。

議案書29ページにお戻りください。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第30号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第30号については原案どおり可決しました。

次に、日程第17、議案第31号、幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱の一部を 改正する要綱について、説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第31号、「幕別町小中一貫・CS推進連絡会議設置要綱の一部 を改正する要綱」について、ご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第31号説明資料をご覧ください。

新旧対照表になります。左が現行要綱、右が改正要綱になります。

こちらの要綱につきましては、これまで設置目的を規則に、また任期及び役員について規定していましたが、町部局において、幕別町附属機関設置条例を制定し、位置付けられたことから、所要の改正を行うものであります。

第1条中「目的」を「趣旨」とし、改正後の第1条では、「この要綱は、幕別町附属機関設置条例に基づき幕別町小中一貫・CS推進連絡会議の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする」に改めるものであります。

第2条中連絡会議は、幕別町学校運営協議会規則に基づき各学園の運営協議会間の情報共 有や取組格差を少なくし、各学園の運営協議会の推進を円滑な運営を目的として、次の事項 について審議する」に改正するものであります。

第4条の任期及び第5条の役員につきましては、附属機関設置条例に規定されたことから、 削除するものであり、そのため第6条から第9条を2条ずつ繰り上げるものであります。

議案書30ページにお戻りください。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第31号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第31号については原案どおり可決しました。

次に、日程第18、議案第32号、学校職員の解職の内申について、から、日程第20、議案第34号、幕別町教育委員会事務局職員の任命について、までは、人事案件のため「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

議案については、以上となりますが、このほか皆さんからなにかございませんか。 (ありません。)

菅野教育長 ないようですので、以上をもちまして本日の日程の全てが終了しましたので、第4 回教育委員会会議を閉じます。